

安南史上の一政權としての土爨

山内, 晋卿

<https://doi.org/10.15017/2344404>

出版情報 : 史淵. 11, pp.1-14, 1935-06-30. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

安南史上の一政權としての土爨

山 内 晋 卿

筆者は最近牟子研究の途上、はしなくも本題土氏のことにも觸れた。即ち彼れの事跡に就いて「三國志吳志」の彼れの本傳を要約し彼れを漢末吳初の「交趾太守」として牟子との間に關係附けをして「文學研究」の「牟子問題の清算」中に發表して置いた。實は牟子研究としてはそれで澤山である。しかし今度は少しく觀點を替えて彼れが果して安南史上、古今を通じて獨立の一政權でありうるや或はその一先驅者でありうるや否やこの點に關して聊かこゝに卑見を述べて見たい。

先づ手元にある張瓚の「歐亞紀元合表」を検索して見る。その安南欄は最初の方は一斷一續して居る。今それらを一所に集めて順番を附け、また各自條下に西紀年代の起止を掲げて一つの表にして見ると左の通りになる。

一 甌 貉

蜀 安 陽 王

西紀前二五七——二〇八

安南史上の一政權としての土爨

| | | | | |
|----|---|----|-----|--------------|
| 二 | 南 | 越 | 趙氏 | 西紀前二〇七—一一〇 |
| 三 | 交 | 趾 | 徵氏 | 西紀 三九— 四三 |
| 四 | 交 | 趾 | 士氏 | 西紀一八七— 二二六 |
| 五 | 萬 | 春 | 李氏 | 西紀五四四— 六〇二 |
| 六 | 安 | 南 | 吳權 | 西紀九三九— 九四四 |
| | | | 吳昌文 | 西紀九五— 九六五 |
| 七 | 大 | 瞿越 | 丁氏 | 西紀九六八— 九八〇 |
| | | | 黎氏 | 西紀九八〇— 一〇〇九 |
| 八 | 大 | 越 | 李氏 | 西紀一〇〇— 一三三四 |
| 九 | 安 | 南 | 陳氏 | 西紀一三三五— 一四一三 |
| 十 | 大 | 越 | 黎氏 | 西紀一四二八— 一七八七 |
| 十一 | 大 | 南 | 阮氏 | 西紀一八〇二— 一八八五 |

果然、表中第四に士氏を發見する。

さて「紀元合表」の著者はその巻首に「引用書目」を載せて居る。その安南關係の書目を擧ぐれば左表の通りである。

二 越史通鑑綱目

三 大南前編列傳

四 大南正編列傳

五 越史略

六 安南來安輯略

この他に書中に佛人喇克囉氏の「越南錢幣考」等を引いて居る。而して本題士氏の條下にはこの表の中の第一第二を参照して居ることが斷りて有る。

なほ卷首自序に「然るに時、今日に至り海禁大いに開け、中外一統、海外の奇書異冊たゞちに代講代辦すべし。故に越南の欽定越史通鑑綱目及び大南前編列傳、正編列傳等の書、またほゞ一二を參するを得」と云つて居る。しかし「紀元合表」が出来てからでも今日まで既に三十餘年を経過して居るから強ち奇書異冊と云ふ程の事でもあるまい。それに拘はらず筆者の座右には第五の「越史略」と「安南志略」との二書あるのみであるのは甚だ遺憾である。それであるから本題士氏を安南史上の「政權」となすことも差當り「合表」著者の言を信じ、それにヒントを得て考察の歩を進めることとする。この點豫め讀者の諒解を願つて置く。

二

先づ前段に列記した資料に就て考察する。その時代から見ると第一表第十一の阮氏朝を普通の東洋史教科書などはその國號を越南として居る。しかし「合表」に従ふと「西紀一八二一年に國號を改め大南と曰ふ」となりて居る。されば大南の國號を冠した「大南前編列傳」と「大南正編列傳」とが阮氏朝に編纂せられたものだと言ふことは明白である。恐らくは紀傳體に書かれ正編は阮氏朝に屬し前編は前代に洩りて記述したものであらう。次に「大南國史演歌」は恐らくは押韻の歌體を以て書かれた、例へば「安南志略」卷末に載せて有る「圖志歌」の如きものかと思ふ。また「越史通鑑綱目」も恐らく當時別に古今を通して編年綱目體に書き替えたものらしい。いかめしく欽定の二字を冠せてあるが、それが阮氏朝廷よりの欽定であらう。「合表」著者が土氏の條下に「演歌」と「綱目」との二書を参照して居る點から見ても、その内容の隨分古昔に洩りて居ることが窺はれる。

さて如上書類編纂の目的は那邊に在つたか。恐らく阮氏朝がその政治的獨立を表示する爲に、支那中央朝廷の行つて來たあらゆる文化的制度を小仕掛けながら摸倣した最後のものではあらう。元來地方政權の獨立する場合にその獨立の意志表示の形式とも云ふべきものは第一尊號である。自ら帝を稱し王を稱す、この名乗りを揚げるのが第一であらねばならぬ。第二年號である。定鼎改元と云ふが僉都の位置は或は前朝を踏襲することもある。年號に至りては必ず改めるものとなりて居る。所謂他の正朔を奉ずると否とは獨立か歸服かの分れ目と云つて宜からう。それから國號と君主のその前世を追諡する廟號及び陵號と云ふやうなものが、乃至それから歴史の編纂と云ふやうな事が行はれる。

この歴史の編纂と云ふことは、中央朝廷の直前朝代の正史を編纂するのを殆ど一種の道德的義務と心得てゐるのとは少しく意味が違ふ。地方政權としては主として對中央的に自家獨立の意志表示の一形式であるといへやう。そこで出来るだけ古代に浜り、出来るだけ多數にその地域に於て獨立の旗揚げをした先驅者までをも蚤取り眼で搜出す必要がある。前代に獨立の朝代の存する場合は尙更の事である。よし易姓革命の國家であつても自朝以前にそれらの朝代が多數あればある程、またその朝代と朝代の間に年代の切目が少ければ少い程、自家獨立の重味は増大して來る譯である。俄然阮氏朝となつてから上記歴史書類の簇出したのも偶然でない。要するに安南史はこの點に關して朝鮮史と雁行するものであらう。

三

翻りて筆者の座右に備ふる「安南志略」と「越史略」に就て考察して見る。前者は明治十七年我邦岸田吟香氏出版の活字本であり、後者は「守山閣叢書」史部中に收められたものである。いづれも四庫全書に收入せられ、また「總目提要」史部載記類中に解題が附いて居る。

前者「安南志略」現在十九卷の著者は安南人黎勦と云ふ。この人は元の世祖の安南征伐に際し安南の大將陳鍵の幕中に仕へ主従ともに逸早く元軍に降参した。所が安南側では當時第一表第九陳氏朝に第二世聖宗、第三世仁宗父子は數度の戰敗にも拘はらず終始屈せず元軍がこの地域特殊の風土に惱ま

されて退却するに乘じ遂にその獨立を全ふした。そこでの陳鍵は板挾みとなり自國軍に攻殺され著者黎氏はその後に元朝に仕へた。當時親しく嘗めさせられた主従の苦衷を告白せん爲に書いたのがこの書である。然かり書題の示す通り徹頭徹尾、中央側に迎合し、安南を以て支那内地の一行政区でもあるかの如く方志體に書卸した。

後者「越史略」三卷の著者は名氏不詳となつて居る。「提要」の著者は「安南志略」第十五卷「名人」の末文に據り恐らく陳普か黎休か孰れかの手に成りたものであらうと推定して居る。孰れも聖宗の時の安南人である。それは兎もあれ安南側では恐らくは自國の獨立を全ふしたので前代に派り殊に直前の朝代、第一表第八季氏朝の歴史を編年體に詳述し自家傳統の正しさを表示したものであらう。その書名の示す通り簡單ながらも一個の安南史である。その用意の點が恰も安南志略と正反對の立場に立つものである。提要の著者が同一「載記」の中でも殊にこれを「附録」に斥けたのはその爲でかなあらう。

なほこれら二書の前後に就ては筆者の見る所では「安南志略」第十三卷「陳氏世家」に元の順帝を「今上」と稱して居る。「越史略」の方ではその卷末「陳朝紀年」に陳氏朝第十世廢帝を「今王」と稱して居る。而してその廢帝即位の昌符元年は明の太祖洪武十年に當る。されば後者の時代は前者よりも少し後れて居ると見るべく前者は元人であり後者は明初人と謂ふべし。この邊の所「提要」の云ふ所は切角或る點に觸れながら著者の時代の先後に於ける推定は頗る明瞭を缺いて居るやうに見受け

られる。

四

元來地方政權側から云はゞ古今を通じて假令短日月の期間にもせよその地域に於て何等他に掣肘せられず實際に自家の主權を行使し而して自ら帝と稱し或は王と號して自家獨立の意志表示を爲したものは、それを中央政權側から承認すると否とに拘はらず自家の先驅者として取扱つて宜からう。恐らく「合表」の安南欄に一斷一續して掲げられてあるものは右の標準に基いたものであらう。さて之を「安南志略」や「越史略」が如何に取扱つて居るか、三者を對照して見ると各自立場の相違と時代の相違とが一目瞭然に看取せらるゝ。即ち左表の通りになる。

合表 標列

越史略子目

安南志略小目

一 甌 貉 安陽王

國初沿革

二 南 越 趙氏

趙 紀

趙氏 世家

三 交 趾 徵氏

歷代守任 條 下

叛 逆 前朝征討條下參照

四 交 趾 士氏

同 上

三國刺守 條 下

五 萬 春 李氏

同 上

叛 逆 前朝征討條下參照

六 安 南 吳氏

吳 紀

五代僭竊 同 上

安南史上の政權としての土變

十二使君

| | | | |
|-------|----|------|------|
| 七 大瞿越 | 丁氏 | 丁氏 | 丁氏世家 |
| | 黎氏 | 黎氏 | 黎氏世家 |
| 八 大越 | 李氏 | 李氏 | 李氏世家 |
| | 阮紀 | 阮紀 | 阮紀世家 |
| 九 安南 | 陳氏 | 陳朝紀年 | 陳氏世家 |

この表中第八の下の「阮紀」は李紀とすべきものであるのに然らざるは「提要」に注意してあるやうに陳氏朝に李氏の姓を冒すものを一切改姓させたからである。なほ「提要」の文中「曰はく國初沿革」の直下に「曰はく趙紀」の三字が脱して居ることを指摘して置く。

さてこの表を一見すると第二と第七已下は三書の態度は完全に一致して居る。第三より第六までが問題である。第二の趙氏朝の存在がいかに後代繼起の獨立者の大望を唆つたかは想像に難くない。「安南志略」がなるべく先驅者の頭數を減らすべく叛逆とか僭竊とか別個の名稱を附して世家の名を與へざるのはその著者の立場から見てなほ恕すべき所がないでもない。「越史路」が安南本位の立場から書きながら第三第五殊に第五は自ら帝を稱するばかりか、始めて年號を建て、その獨立の意志表示をなすものに對して事實を没却し紀の名を與へず差別待遇を敢てしたのは如何。畢竟取捨の標準が曖昧であつた爲めであらう。

しかし「合表」の著者と雖も第三と第四とは切角安南關に掲げながら一方卷首の「越南世系」には

之を省いた。何も三日天下、一代天下でも強いて省くほどの事もなからう。この邊は彼れも差別待遇を敢てしたとも云へやう。

第三徵氏に至りては後漢の名將馬援の伏波標柱と云へば誰れも知る所なれども、その對手が中輿の女英雄であることは多分に看過され易い。彼女は土將の娘であつて郡守が彼女の夫を成敗したのに憤慨して、一舉して嶺外六十餘城を攻略し自立して王を稱した。ラクウペリー氏が彼女を呼んで『東京ツ子のジャンダーク』と云つたのも中々面白い。たつた四年の三日天下に過ぎなかつた。しかし名將馬援の赫々たる武勳の裏面に「後漢書」彼れの本傳に「軍吏の瘴疫を経て死するもの十に四五」と云ふ慘憺たる犠牲を拂はれて居る。この前轍即ち懸軍萬里蠻煙瘴霧の間を出入さすことが如何に後世遠略を好む君主に取りて一大關心事であつたであらうか。

五

愈々本題士氏に就て考察する。先づ「合表」安南欄に『士燮は交州刺史となり一郡を保有し兄弟並びに列郡の太守となる、漢は封じて龍度亭侯となす、後に子を遣して吳に質たらしめ歳々方物を致す、吳は封じて龍編侯となす、國人これを愛し尊んで士王といふ、出入威儀一に王者の如し。按ずるに越史通鑑綱目は士燮を以て王となさすたゞ僅に削りて交州刺史となすのみ、今列して王となすことは大南國史演歌の説に従ふなり』と云ひ『士王』と標して『陳時加封して善感嘉應靈武大王となす』

と云つて居る。一讀して如何に「合表」の著者が侯王の名義に汲々たるかゞ知れる。最後に陳時加封云々と云ふのは恐らく南北朝の陳代のことではない。その據る所は不詳なれども之は士氏の歿後、吳主孫權がその臣の陳時と云ふ人を彼れの後任として交趾太守とした。此所に陳時と云ふのはこの人を指したものであらう。「加封」と云へば士氏既に生前に王となつたやうに見える。それは兎に角にその稱號を一見すると何だか神號らしく見えて爵名らしく見えない。また爵名ならば吳主が封すべきであつて太守の手加減に委するものも可笑しい。恐らくは之は士氏の歿後、吳主のその一門に對する處分が不信であつてその地方民心に暨き足らざる所があつた爲に、太守が民心鎮撫の一策として士氏の祠廟を立て神號を附けたと云ふやうな小刀細工ではなかつたらうか。

更に「越史略」の士氏條下を一讀する。彼れが生前に王となつたことに就ては何等叙述する所なく藪から棒に『魏の黃初七年王薨す』と記し下文に王を連呼して居る。さきの「演歌」の説なるものも何に根據したか不詳である。兎に角に「越史略」の著者當時に先だち士氏を王に祭り上げねばならぬ一般の心持が遂に傳説を産み、その傳説に引きづられてかくの如き前後支離の記述を敢てしたのではなからうか。

筆者の見る所では「合表」の著者が侯王の名義に汲々たるのも一往尤もだと思ふ。それが士氏を安南欄に掲すべきや否やを決定する最後の標準として考へられないことはない。しかしながら名義以外に先決問題として士氏は果してその地域に於て何等他に掣肘せられず實際に自家の主權を行使せし

や否や即ちその實力如何を考察する必要はなからうか。先づ正史に就て見る。「三國志」は彼れの本傳を次第して吳志最初三卷に吳主歷代を本紀體に叙して居る。本紀とは題しないけれどもその書振りは然かりである。而して直下に士氏等三人を傳して然る後に吳主歷代の妃嬪宗室に及んで居る。されば正史の著者は明かに士氏の位地を外様大名、御客分扱にして居る。我邦江戸時代關原戰爭前後の外様大名に似通つて居る。なる程士氏は自分の子供を人質として吳廷に送りて居る、しかし決して自分は鞠躬如として吳廷に入謁して居ない。若し彼れが參覲交替まで行つたら御仕舞である。また吳主は彼れを封じて龍編侯とした。後世皇帝を名乗る中央朝廷ならば差當り王に封ずる所であらう。しかし吳主孫權自身すら當時尊號を出したり引込めたりして居る位のものであるのに、士氏を王に封ぜよと云ふのは注文が甚だ無理である。この邊の所は後世と一律に杓子定規を振り廻はすことの出来ない所であらう。

元來封爵なるものは此の如き場合に在りては此方に於て依然敵意を持續しながら相手の實力を認め一時手心を緩めて跡廻しにした待機の一形式ではあるまいか。士氏の實力はさほどの武略を持合せなかつたけれども士人の屬望や外商、土着民の歸嚮の年一年集積せられて容易に抜くべからざるものが有つた。そこで吳主は之を見て取り、彼ら兄弟を侯に封じた。しかし人質や方物の歳貢位で満足したのではない。機會を狙つて交州の特有する貿易向きの天然富源や貿易市場の利權を吾手に收めて自分の御臺所とすべく一日も忘れなかつた。そのことは士氏の歿後その一門に對する不信の處分に由り

ても明瞭に察知せらるゝ所である。さればその與へられた名義が侯であるか王であるかは單に皮相に過ぎない却つて實力如何こそ注重すべきである。

されば正史が流石に立傳の次第に注意して士氏を立派な外様大名格に見立てたのはその實力を考慮した結果であらう。「越史略」や「安南志略」が恰も一片の號令に由りて交迭を強ひられる普通の刺史郡守と同視したのは、外様大名はさて置き天領の奉行代官格と見縊つた皮相の見に過ぎない。合表と雖も名義に汲々たる點は實力を看過した嫌がある。正史に従へば士氏は一生涯交趾の太守であつて交州の刺史でもない。合表が刺史としたのは何に據つたのであるか詳かでない。それは兎に角に本傳に袁徽の書簡を引用して「尉佗も踰ゆるに足らざるなり」と云つた、當時目撃者が士氏の實力を第二趙氏朝と同一位地に見立てたる一句こそ非常に喫緊であらう。それから該書簡中に士氏の出入する道路に「胡人の轂を夾みて香を焚燒するもの常に數十あり」と云ふのから見るに傳説の「國人これを愛して尊んで士王といふ」のは或は胡商が外國の主權に對する王様呼ばゝりから濫觴したのではあるまいかと思ふ、氣輕に「士王」と連呼した語氣がさうらしいから。今はそれが胡商からにもせよ國人からにもせよ王と呼ばれただけの事であつて、支那在來の典禮に本づく王侯の爵名を以て一律に律すべきものではないと思ふ。また「越史略」が該書簡中の「常に數十あり」の一句を下句に連けて士氏が常に數十の妻妾を有したとしたのは確かに誤讀であらう。下文の二句が『妻妾は輜輶に乗り、子弟は兵騎を従へ』と對偶的に書かれて居ると讀むべきである。何も強いて士氏を一牡百牝の臘膾臍に見立

てるにも及ぶまいと思ふ。

さて士氏は漢室に對し勿論一交趾太守として貢職を廢せず彼れの役目に相當するだけの事は行つて居る、固より不忠の臣ではない。しかし炎運まさに盡きんとして居るのに、漢室の興復を以て自ら任じ務かに孤忠を運ぶと云ふ程の盡忠の人でもなかつたらう。之を注文するのはまた無理の話である。許靖劉巴二人が一旦士氏の傘下に集りながら遂に蜀漢に投じてその名臣となつたことを思合せて見ると、個中の消息が窺破せらるゝ。なほ士氏は雍圍を誘導して吳に内附せしめ南中四郡を攪亂させた。之も孫權の歡心を買ふべく脊に腹は替へられないので苦しい手段を取つたのであらう。この蜀漢に對する後方攪亂の爲に諸葛の祁山出師の時期を後らしたのは、當時の大局に大影響を與へたことでもあらう。要するに士氏は自家の地盤を維持する爲に一生懸命であつた。而して自分が一廉の儒者である爲に儒者風を加味した一種文治的民主的政治を行つたらしい。土地柄の殖民地的なると相待ちて彼れを特殊附けるに充分である。

最後に彼れの後世安南史に對する影響は彼れが安南に相當する南交一帶の地に踏留つたこと、その治所たる龍編が安南歴朝の首都になつただけ形勝の地を占めたことなどは、既に牟子研究に於て言及して置いた通りである。

六

最後に「安南志略」の出版に就て一言する。出版者岸田吟香氏は精鑄水眼樂の藥舖以外に樂善堂書房を經營し傍ら慈善事業にも聖はり、日支間を往復した明治實業界の一紳士であつた。彼れが錢大昕の手校本を發見して出版したのは明治十七年即ち阮氏朝の末路第二回の佛越戰爭に引續き清佛戰爭のあつた年である。彼れの序文に「因りて念ふ方今法越事あり、必ず經濟に留心する士の得て先づ觀るを快とせんと欲するものあらん」と云ふ。筆者なども當時新聞記事を読んで、やれ黒旗兵だ劉永福だと机を叩いて噪いだ一人である。この書の出版せられたことは當時知らなかつたけれども、朱飲山の「詩法纂論」が該書房から出版せられたのを記憶して居る。それから明治十九年筆者の東京に留學して以後、銀座店頭に福々しい老紳士の風姿を瞥見したことをも記憶して居る。今昔の感、卷を掩ふて無然たるものがないでもない。兎もあれこの「安南志略」は古代から元初までの安南に關する文献までをも相當に收録した、古代の安南を知る爲の好資料であらうことを附言して置く。